江東区長山崎孝明、江東区役所納税課課長青山陽一と他三名公務員の以下の行為は、生活保護法の第二条（無差別平等）、第三条（最低生活）、国税徴収法の第四十七条（差押の要件）、第七十六条（給与の差押禁止）、地方税法の第十五条の五（職権による換価の猶予の要件等）、第十五条の六（申請による換価の猶予の要件等）、個人情報の保護に関する法律の第十七条（適正な取得）、第十八条（取得に際しての利用目的の通知等）、第二十六条（第三者提供を受ける際の確認等）、第二十八条（開示）、第三十一条（理由の説明）、刑法第百七十二条（虚偽告訴等）、第百九十三条（公務員職権濫用）、第二百三十条（名誉毀損）、第二百三十三条（信用毀損）、憲法の第十一条、第十四条、第二十五条に該当するので、ここに告訴いたします。

東京地方裁判所民事訴訟の関連文書証拠

特別抗告申立書：2022年2月21日提出済み

特別抗告状：2022年2月9日提出済み

抗告審：令和４年（も）第４０００１号　保全異議申立事件

第1審：令和３年（ヨ）第２１０６４号　動産の引渡断行仮処分命令申立事件

事件申立：令和３年（ヨ）第３３６７号　動産仮処分命令申立事件

事件ホームページのURL：https://human-rights-and-constitution.github.io/